

手続きチェックシート

転出



他の市町村や海外へ 引越される方へ

転出届

受付窓口：2 住所異動・印鑑登録

転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

※転出先に住み始めてから14日以内に、転出先の市区町村で転入届が必要です

《届出に必要なもの》

- ・ 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・ 本人確認書類（詳しくは右側をご確認ください）

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可書>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証 マイナンバーカード

そのほか、・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・資格確認書
- ・年金手帳 ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転出に関連するおもな手続き

分類	該当	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍		マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用（住所変更）	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	転出先の市区町村	
		申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出届出時にご相談ください		2 住所異動・印鑑登録	
		印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録が廃止されます			

国民健康保険		国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退（転出日で脱退）		2 住所異動・印鑑登録	
		国民健康保険に加入している方	・資格確認書、限度額適用認定証等の返却（転出日まで使う予定がある方は保険年金課まで。その場合は後日郵送で返却）	資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病受給者証等	5 国民健康保険・後期高齢者医療 国民年金	
		→修学のために転出する場合	転出しても引き続き深谷市の国民健康保険に加入する場合	在学証明書	5 国民健康保険・後期高齢者医療 国民年金	
		→住所地特例に該当する施設に転出する場合		在園証明書		

※社会保険等に加入しているかたの手続きは、勤務先や加入している健康保険組合等にご確認ください。

後期高齢者医療		75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書、特定疾病療養受療証等の返却	後期高齢者医療資格確認書、特定疾病療養受療証等	5 後期高齢者医療	
		→埼玉県外へ転出する場合	負担区分等証明書の受取（郵送の場合有） ※転出先へ提出してください			

年金		海外へ転出する方	・資格喪失の届出 ・国民年金保険料納付状況の確認 ・国民年金の任意加入	・年金手帳または基礎年金番号通知書	5 国民年金	
		国民年金に加入中の方または年金を受給中の方	年金の住所変更 ※マイナンバーが収録されていない方のみ ※共済年金の方は共済組合へ届出 ※農業者年金の方は農協へ届出	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・年金証書（年金を受給中の方のみ）	5 国民年金	

※厚生年金等に加入しているかたの手続きは、勤務先や年金事務所等にご確認ください。

高 齢	65歳以上の方	介護保険証の返却	介護保険証	8 高齢者福祉の相談 8 介護保険の相談
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも深谷市の介護保険証をそのまま使ってください		
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証	
	高齢者の福祉サービスを利用中のかた 詳細は担当課までお問い合わせください。	高齢者の福祉サービスの廃止 (例) ・おむつサービス事業 ・ねたきり高齢者等移動支援 ・緊急通報システム ・高齢者配食サービス ・徘徊高齢者探索サービス など	※受付窓口でご相談ください	

障 害	障害者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更【 県外への転出 （さいたま市、川越市、越谷市、川口市への転出を含む）】	・各種障害者手帳(身体・療育・精神) ・個人番号を確認する書類（マイナンバーカード、通知カード等）	7 障害福祉の相談
	→タクシー利用券を受けている	タクシー利用券資格喪失届	・使用していないタクシー利用券	
	→重度心身障害者医療費受給資格を登録している	受給資格喪失届	・重度心身障害者医療費受給者証	
	→自立支援医療（精神通院医療）の受給者証を所有している	受給者証の返還手続き	・自立支援医療（精神通院医療）受給者証	
	→自立支援医療（更生医療・育成医療）の受給者証を所有している	受給者証の返還手続き	・自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証	
	→障害福祉サービスを利用している	受給者証の返還手続き	・該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 地域生活支援事業受給者証 障害児（者）生活サポート事業登録利用者票	
	→在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当または経過福祉手当を受給している	受給資格の喪失手続き		
	→生活サポートを利用している	利用中止の手続き	・生活サポート事業登録利用者票	

こ ども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	事前に準備する書類はありませんが、必ず受付窓口へお越しください ※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください	3 5 学校教育課（3F）
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生年代)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください	6 子育て支援・保育園・学童保育室
	こども医療費受給資格証をお持ちの方 (0歳～高校生年代)	受給者資格登録内容等変更届または消滅届	こども医療費受給資格証	6 子育て支援・保育園・学童保育室
	妊娠中の方	深谷市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください		こども家庭センターセンター 048-575-1101
	学童保育室に入室しているお子さんがいる方	退室手続き		6 子育て支援
	保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き		6 子育て支援
	保育園への入園申請をしている方	入園申請の取り下げ		6 子育て支援
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育園・学童保育室
		ひとり親家庭等医療費受給者消滅届	ひとり親家庭等医療費受給者証	6 子育て支援・保育園・学童保育室
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育園・学童保育室
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類 (免許証など)	3証明発行

税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話またはホームページで手続きできます	お客様センター (水道庁舎内) 048-577-7543
	原動機付自転車(125cc以下)を所有している方 小型特殊自動車を所有している方	軽自動車税(種別割)申告	※受付窓口でご相談ください	4税の相談
	三輪以上の軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所でご相談ください		軽自動車検査協会埼玉 事務所熊谷支所 050-3816-3112
	二輪の軽自動車(125cc超~250cc以下)を所有している方 二輪の小型自動車(250cc超)を所有している方	※埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所でご相談ください		埼玉運輸支局熊谷自動車 検査登録事務所 050-5540-2027
	深谷市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談		4税の相談
	海外に転出される方			4税の相談
	未納となっている税金などのご相談	納税相談		4税の相談

その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※埼玉県住宅供給公社でご相談ください	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 048-577-6043
	市営住宅の同居者が退去する	市営住宅異動の手続き		
	粗大ごみの処分が必要な方	週1回 火曜日ごみ収集所に出してください	※ごみの持ち込み(自己搬入)は電話でお問い合わせください	大里広域市町村圏組合 048-571-0799

Qこんなときはどうしたらいいの? 転出届をしたけれど・・・

	新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
	転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効な場合があります。転出先市区町村にご確認ください。
	転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 2 住民異動・印鑑登録窓口で早急に取消の手続きをしてください。



TEL 048-571-1211 (代表)

開庁時間 あさ8時30分~17時15分(木曜のみ19時15分まで ※一部手続きを除く)
(土曜、日曜、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。)

なお、支所では転出手続きは受付けておりません。